

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○包括外部監査契約の締結 (行政管理課)	1
◎告示 (措置児童の保護者等負担金の納入通知書及び督促状の様式の定め及び告示の廃止) の一部改正 (子ども家庭課)	1

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第441号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約（以下「包括外部監査契約」という。）を締結したので、同法第252条の36第6項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 包括外部監査契約の期間の始期  
令和4年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
監査に要する費用の額は、次に掲げる費用を合算したものとし、1,100万円をもって上限とする。  
(1) 基本費用 400万円  
(2) 執務費用 基本執務費用及び外部監査人補助者執務追加費用を合算した額  
(3) 実費 旅費、関係人出頭費用及び諸費用を合算した額
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
氏名 紫藤 秀久  
住所 高知市小津町5番8号Eセカンドビル1階
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
監査の結果に関する報告書が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは、概算払及び前金払をする。

**高知県告示第442号**

平成4年4月高知県告示第214号の3（措置児童の保護者等負担金の納入通知書及び督促状の様式の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。ただし、令和4年4月1日前に支弁し

たものに係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第2項の規定に基づく同法第50条第7号に規定する費用の徴収については、同告示により定められた督促状の様式を使用するものとする。

令和4年4月1日

高知県知事 濱田 省司

2を次のように改める。

2 督促状

高知県  
Ⓞ 受付・払込票

納入者 様

収納種別	執行機関	決議年度	決議番号	内訳番号	予算種別		
会計	略科目	事業内訳	内訳	項目	節		
納期限					年 月 日	金額	円
発行日					年 月 日	合計	円
督促理由					年 月分保護者等負担金		
発行機関							
口座番号					01620-1-960014	加入者	高知県指定金融機関 株式会社四国銀行 県庁支店
総轄店領収印					総由機関領収印		

(郵便局/収納金融機関 (収納取りまとめ店等含む) 保管)

(第1片)

高知県 財務  
Ⓞ 領収済通知書

この用紙は、直接機械読み取りをしますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

様式

収納種別 執行機関 決議年度 決議番号 内訳番号  
会計 略科目 事業内訳 節内訳 金額

納入者 様

納期限	金額
年 月 日	円
発行日	延滞金等
年 月 日	円
合計	円
督促理由	
年 月分保護者等負担金	
発行機関	
口座番号	01620-1-960014
加入者	高知県指定金融機関 株式会社四国銀行 県庁支店
総轄店領収印	総由機関領収印

(取りまとめ郵便局 徳島貯金事務センター)

(送付先：四国銀行集中センター)

(第2片)

高知県  
Ⓞ 督促状・領収書

納入者 様

年度	会計	款	項	目	節	決議番号	内訳番号	
納期限						年 月 日	金額	円
発行日						年 月 日	合計	円
督促理由						年 月分保護者等負担金		
発行機関								

先に通知しました納期限までに完納されていないので、上記の金額を上記の納期限までに最寄りの金融機関等（第2片の裏面に記載）に納付してください。  
※ この督促状の到達前に納付済みの場合は、行き違いですので、御了承ください。

歳入徴収者  
高知県知事 印

上記の金額を領収しました。

受付機関領収印

(第3片)

（第1片の裏面）

次の金融機関等に納付してください。

- 1 県内
  - (1) 四国銀行の本支店出張所及び代理店
  - (2) 高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合及び高知県信連の本支店出張所
  - (3) みずほ銀行、伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、愛媛銀行、徳島大正銀行、香川銀行、四国労働金庫及び信用組合広島商銀の県内各支店
  - (4) 高知市農協、高知県農協及び土佐くろしお農協の本支所出張所
- 2 県外
  - (1) 四国銀行の県外支店出張所
  - (2) 高知銀行の県外支店
  - (3) みずほ銀行及びりそな銀行の本支店出張所
- 3 その他
  - 四国内のゆうちょ銀行及び郵便局

（第2片の裏面）

（延滞金の計算方法及び納付）  
 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納金に対して年14.6パーセント（納期限の翌日から督促状に指定した期日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当分の間は、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいいます。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて得た額の延滞金を「延滞金等」欄に記入し、未納金の額に加算して納付してください。

なお、延滞金の全額が500円に満たない場合は延滞金の納付を要せず、延滞金の金額に100円未満の端数を生じた場合はその端数を切り捨てます。また、延滞金の計算の基礎となる未納金に1,000円未満の端数があるとき又はその未納金の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。

- （教示）
- 1 この督促について不服があるときは、この督促があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この督促があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この督促の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
  - 2 この督促の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、提起することができます（なお、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この督促の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この督促の取消しの訴えを提起することができます（なお、この督促の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この督促の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
    - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
    - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
    - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（第3片の裏面）